

# 議 事 録

令和3年10月22日

三浦市下水道事業審議会

- 1 場 所 南下浦市民センター 2階 講堂
- 2 日 時 令和3年10月22日(金) 14時00分から15時00分頃
- 3 委員の現在数 9名
- 4 出席委員氏名 溝川 幸二 委員  
千田 征志 委員  
吉澤 明 委員  
岩野 政信 委員  
鎌田 素之 委員  
矢板 千英子 委員  
米沢 英樹 委員  
星野 拓吉 委員
- 5 議 題 (1) 第1回審議会の議題「(3) 使用料見直し」に対する意見等について  
(2) 下水道使用料の見直しに係る答申案について  
(3) その他
- 6 出席事務局 須山 浩 上下水道部長  
山上 訓広 下水道担当部長  
古川 篤 下水道課長  
押鴨 岳志 下水道課 普及促進グループリーダー  
田代 久 下水道課 整備維持管理グループリーダー  
岡田 学 下水道課 主任

事務局(下水道課長)

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会進行を務めます、三浦市上下水道部下水道課長の古川です。どうぞ、よろしくお願いたします。今回の審議会は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、マスクを着用いただいておりますが、発言もマスク着用のままお願いたします。

それでは開催に先立ちまして、上下水道部長の須山からごあいさつ申し上げます。

事務局(上下水道部長)

上下水道部長の須山でございます。本日は、ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。この後、事務局から「いただいた意見等に対する市の考え方」や「三浦市下水道事業に関する事項(下水道使用料の見直し)に係る答申案」について、ご説明させていただきます。これを踏まえまして、委員の皆様には「下水道使用料の見直し」について、ご審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

事務局(下水道課長)

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

- ・次 第
- ・三浦市下水道事業審議会委員名簿
- ・座席表
- ・三浦市下水道事業審議会条例
- ・資料1-1：使用料見直しに関する委員意見及び事務局回答
- ・資料1-2：一般的な使用料改定の検討期間等について
- ・資料2：三浦市下水道事業に関する事項(下水道使用料の見直し)について(答申)  
【案】

資料が不足している場合には、お申し付けください。

それではただ今より、令和3年度第2回三浦市下水道事業審議会を開催いたします。

まず、「三浦市下水道事業審議会委員名簿」をご覧ください。令和3年7月31日に前任の委員の皆様が任期が満了し、8月1日からあらためて皆様に委嘱させていただきました。現在、委員名簿のとおり、9名の方に委嘱させていただいております。

本日ご出席の委員の皆様と、事務局職員についての自己紹介は、新型コロナウイルス感染予防の観点から割愛し、各委員におかれましては、本日お配りしている座席表にてご確認いただきたく、お願いたします。

次に、本日の会議の成立についてご報告いたします。本日は、審議会委員9名のうち、8名の出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の要件である委員の半数以上の出席を満たしていることをご報告いたします。

また、本日の審議会で審議いただく案件につきましては、三浦市情報公開条例第18条ただし書の非公開事由には該当いたしません。

次に、会長の選任についてご報告いたします。お手元の「三浦市下水道事業審議会条例」をご覧ください。条例第5条第1項に「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める」とあり、第3項では「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた委員がその職務を代理する」とあります。

第1回審議会において、会長の選任については3名の委員から鎌田委員を推薦いただき、他に意見がなかったことから、鎌田素之委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは審議会条例の規定に基づき、以降の進行を会長をお願いしたいと思います。

鎌田会長

ただいま、三浦市下水道事業審議会の会長を仰せつかりました鎌田です。どうぞよろしくお願いたします。私は上水道が専門で、三浦市の上水道の審議会にも出させていただいており、また先日は別のところで、逗子市の下水道審議会でもいろいろ議論させていただきました。どの事業体も値上げだったり更新だったりということで、なかなか厳しい状況で明るいニュースがございません。我々の貴重なインフラである下水道をしっかりと維持していくために、しっかりご議論いただいて少しでもいい方向に持って

いくのがこの審議会の役割だと思えます。ぜひ活発なご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会長職務代理者の選出についてですが、先ほども説明がありましたとおり会長が定めるとなっておりますので指名いたします。行政経験豊富であります星野委員にお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

《異議なし》

星野委員 重要な責務に身が引き締まる思いですが、会長ご指名ですのでお受けしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

鎌田会長 それでは、議事を進めてまいります。本日の議事録の署名人ですが、溝川委員と吉澤委員にお願いします。後日、議事録に署名、押印していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題（１）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（下水道担当部長） それでは、議題（１）である「第１回審議会の議題「（３）使用料見直し」に対する意見等について」、資料１に基づき、ご説明いたします。資料は、議題に対する意見の内容、及び事務局回答を示したものとなっております。

まず、溝川委員からいただきました意見のNo. 1についてです。「４年に４％ではなく、毎年に１％ずつ値上げしていくことでもよいのではないか」という意見に対して、「下水道事業の手引きによると、一般的に、使用料改定は「３～５年を目途として検討することが望ましい」とされていることから、４年という算定期間は妥当と考えております。こちらは、関連資料の１ページに補足説明をつけております。

次に意見No. 2についてです。「コンセッションの募集時期や選定の時期にもかかってくるため影響はないか」という意見に対して、事務局回答の２つ目にあるとおり「コンセッションは令和５年から２０年間の運営事業を見込むものですが、この事業の前提には、令和４年度からの定期的な使用料の値上げを含んだものとしています。仮に使用料改定がかなわなかった場合、民間企業の参画意欲をそぐこととなり、影響は大きい」と考えています。こちらは、関連資料の２ページに、コンセッション方式の事業者選定のスケジュール、及び安定的な事業実施に向けた値上げのスケジュールを説明した補足資料をつけております。

次に意見No. 3についてです。「値上げの周知を確実に行うべき」という意見に対して、事務局としては、「既に三浦市のホームページにおいて、使用料改定の必要性を住民の皆様に理解いただけるようなチラシを作成・公表してきました。さらに、条例の施行までに十分な周知期間（約半年）を見込んでいます」としています。この期間において、改めての市民周知に取り組みたいと考えています。こちらは、関連資料の３ページに、市民向けコラムの概要について補足した資料をつけております。

つづきまして、吉澤委員からいただきました意見No. 4についてです。「使用料の見直しは必要であるが、現在コロナの感染等から再度見直しが必要ではないか」という意見に対して、ご指摘の通り「今回の財政シミュレーションを行うにあたって、コロナの影響は含めていませんが、今後、約２０年間で不足する使用料収入を一回で上げきるのではなく、期間を区切って段階的に値上げを行う案をお示ししています。こちらにより、長引くコロナ禍における市民生活への影響を最小化する策が、既に講じられているもの」と考えています。こちらは、関連資料の４ページに補足した資料をつけておまして、関連資料４ページの左側にある令和４年度から４年間で生じる不足額という表をご覧ください。

使用料で賄うべき歳出と、使用料の不足する額を試算したものであり、青天井で考えた場合、使用料を１６％値上げしたいところですが、お示した案では４．４％としています。この段階的な値上げにより、１６％引く４．４％、金額にして１１６百万円、約１．２億円の不足が生じ、使用料以外の収入で賄われることとなります。このように、激変緩和策が既に講じられていることをご理解いただければと思います。ちなみに、関連資料４ペー

ジの右側に記載しておりますが、使用料で賄うべき歳出とは、例えば施設の運転管理費や維持補修費であります。

次に鎌田委員からの意見 No. 5、及び岩野委員からの意見 No. 6 についてです。いただいた意見の概要としては、鎌田委員からは「今回の値上げでは、一律の割合での検討がされている。低所得者層や子育て世代、単身の高齢者等に配慮する必要がある」、岩野委員からは「基本使用料の水量区分の拡大や値上率の重みづけにより、小水量ユーザーに配慮すべき」という「使用料体系の見直し」についての意見と承知しております。事務局としては、「使用料改定に合わせ、基本使用水量の見直し(10m<sup>3</sup>)、口径に応じた基本使用料の設定などの料金テーブルの見直し、時代に即した料金のあり方を検討することが望ましいと承知しています。

しかし、今回の使用料改定は、人口減少に伴い不足した使用料の補填こそ、改定の主な目的です。また、口径区分や口径に応じた料金をどのように設定するかなどについて、まだ確立した検討手法はなく、近隣他都市の取り組みや長引くコロナ禍の影響を注視しつつ進める必要があると承知しています。ご指摘のありました時代に即した料金のあり方検討を今後、行っていく旨を答申案の付帯意見に盛り込みます。

雑駁ではございますが、以上が、議題 1 に関する説明となります。

鎌田会長 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問・ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

溝川委員 大変丁寧な説明をしていただき、理解させていただきました。  
中々周知はしきれないのかなという部分はありますが、住民理解を促す丁寧な取り組みを行っていただきたいと思えます。例えば、住民説明会などは開催されるのでしょうか。

事務局(下水道担当部長) 住民説明会は、今のところ考えておりません。資料 1-2 のような簡単なチラシを作成し、例えば、下水道を接続しているご家庭にポスティングするなどの方策を考えています。具体のやり方などは予算と合わせて検討します。

溝川委員 ありがとうございます。やはり、住民の方は上水道の値上げもありますので、そのような取り組みを行っていただければ、理解が得られるのではないかと思います。

鎌田会長 他にございませんか。総じて、今回の下水道使用料の見直しについては、止むを得ないということであったと思えます。本審議会としましては、今後の下水道行政に対する要望等として、皆さんから出された意見を伝えつつ、約 4.4% の料金改定はやむなしという結論としたいと思えますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

鎌田会長 ありがとうございます。それでは続きまして、議題(2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局(下水道担当部長) それでは、議題(2)である「下水道使用料の見直しに係る答申案について」ご説明いたします。前回の下水道事業審議会や本日いただきましたご審議を踏まえ、市長諮問事項に対する答申を調整してまいりたいと考えております。答申事項「下水道使用料の改定について」は、アからオの 5 項目の案を作成しています。

ア 算定期間は、下水道事業で標準的な 4 年間を採用し、令和 4 年度から 7 年度までとした。

イ 将来的に不足が見込まれる下水道使用料収入への補填を今回の改定の主目的としたため、料金体系の見直しは見送ることとした。

ウ 改定率は、下水道使用料収入の不足分の補填を段階的に実行することとし、24年

間の平均改定率である4.4%とした。

エ 全ての用途の基本使用料、及び従量使用料に改定率を一律で乗じ、下水道使用料改定(案)を(2)のとおりとした。

オ 改定時期は、利用者への周知期間を確保するため、条例改正の議決後6か月以上を経過した日から新たな料金表の適用が望ましいと判断した。

答申事項「下水道使用料改定案について」は、基本使用料、及び従量使用料の使用形態に応じた区分、汚水排除量、賦課される金額をそれぞれ記載しています。

最後に、「付帯意見」については、「1 今回の下水道使用料改定では、現行の料金体系を維持したうえで一律の改定率とした。しかし、今後、下水道使用料を見直す際にあっては、料金体系の見直しを含め、その設定が適切かについても検討すること」、「2 下水道使用料改定の実施にあっては、十分に利用者への周知徹底を図り、その理解を求めること」の2点を案文に入れております。

以上のとおり、答申案を作成しました。事務局からの説明は以上となります、ご審議のほどよろしく申し上げます。

鎌田会長 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問・ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

千田委員 公衆浴場とありますが、具体的にはどこになるのでしょうか。

事務局(下水道課GL) 南下浦地区にあります、マホロバマイズのお風呂が公衆浴場に該当します。

千田委員 ありがとうございます。

矢板委員 答申事項1の(1)ウのところですが、24年間の平均改定率とありますが、これは答申案の付属資料などで24年間で示されるのでしょうか。第1回の資料では24年間というのはわかるのですが、答申案でいきなり24年間というのが出てきたので、市民の方には理解しにくいと思われます。

事務局(下水道担当部長) おっしゃるとおり、本日の資料の中で、どこから24年間が出てきたのかは説明しておらず、答申案としても唐突というご指摘はごもっともでございます。財政シミュレーションを行うに当たりまして、シミュレーションの期間が向こう24年間となっておったことによるものですが、答申案の中でも、24年間がどういった意味を持つのか補足するようにします。

矢板委員 ありがとうございます。

鎌田会長 そうすると、答申案に補記か何かをつけて、別の資料を参照する形ということでしょうか。

事務局(下水道担当部長) 答申案において、24年間がシミュレーション期間である旨を直接記載するように修正します。

鎌田会長 この中で完結する形のほうがよいかと思ひます。ただいまの意見、回答について、皆さんいかがでしょうか。

《異議なし》

鎌田会長 それでは、本文の中に注釈をつけて、答申を読んだ方が、24年間の位置づけをこの資料の中だけで理解できるように修正するというご願ひできればと思ひます。

事務局(下水道担当部長) 承知しました。

鎌田会長 他にございませんか。先ほど、溝川委員からもご質問がありましたように、周知のところでしっかり準備する必要があるということで、付帯意見をつけています。このような記載方法、内容でよろしいでしょうか。

溝川委員 原案の記載方法、内容で問題ありません。

鎌田会長 他はよろしいでしょうか。

星野委員 皆さんの意見等をお聞きすると、市民生活には、下水道使用料のみならず多くのことが影響を及ぼすことを勘案するべきだと思っています。市役所ですと水道料金のことも考えられますし、民側の料金も上がる傾向にあります。市民説明を行う上では、そのような観点から、下水道だけにとらわれず、ご理解いただけるように説明すべきだと思います。副市長の立場としては、引き続き、市から皆様へ説明することを意識して考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

鎌田会長 他はいかがでしょうか。

岩野委員 使用料の改定のときに、主に値上げに関係するのは下浦地域の区民だと思います。金田区では月に1度、組長などが集まる寄り合いがあります。その区の寄り合いに市職員が参加し、説明してほしいと思います。

事務局(下水道課長) 先ほど山上から説明しましたとおり、実際に上下水道を使用している方へポスティングを考えておりました。下水道の場合、区の単位、市民全員となりますと使っていない方もいらっしゃるので、実際に下水道を使っている方を対象にポスティングを検討しております。  
ご希望があれば、金田区などはほとんどが下水道区域になっていると承知していますので、説明するというのもこれから検討していきたいと思っております。

岩野委員 金田区は下水道処理場の主な場所だから、皆さんに聞いたんですよ。値上げはちょっとまずいんじゃないかというのもあるけど、私個人としては、資料にあったとおり基本使用料を上げれば、もう耐久年数も経っていることだし、ほぼ補える感じにできると思っています。  
金田区については、先述の寄り合いへの説明を行ってほしい。

事務局(下水道課長) 金田区の寄り合いへの説明については、わかりました。  
※ 審議会後、岩野委員と調整概要：12月あるいは1月の金田区寄り合いに伺い、説明を行うことで決定した。事務局は、いずれの定例会で説明するのが良いか岩野委員からのご連絡をお待ちする。

鎌田会長 いろいろな考え方もありますし、あとでいろいろ値上げに対して苦情などがあるよりも、ご要望があれば、ご説明をしていただくほうが後々のトラブルも少ないのではと思います。そのように対応いただくことでよろしいでしょうか。

岩野委員 はい。

鎌田会長 特に答申案にこの意見を反映させるということではありませんが、既に付帯意見もついていますし、その部分を踏まえて市で相談いただくということで議事録には残していただければと思います。その他、ご意見・ご質問はございませんか。

米沢委員 料金の改定(案)の従量使用料のところ、公衆浴場等汚水はアンダーラインが引い

てないということで、値上げはされていないのかなと思いますが、この考え方は4.4%だと1円に至らないので切り捨てたという考え方なののでしょうか。あと、4.4%で4年ごとに上げていくと、ここはいつまで経っても上がらないのかなというところがありますが、この辺の考え方を確認できればと思います。

事務局(下水道担当部長)

おっしゃるとおり、ここは切り捨てで上がらなかったというところですが、長期的に目指すターゲットは4.4%ではなく約26%でございます。このため、ある程度しきい値を超えたら上げるということがルールとして必要になるかと思えます。例えば、今回は4.4%ですが、次回は8.8%となりますので、その時に上げるということをしていければよいと考えております。

鎌田会長

ありがとうございます。今回は上げないで、この先の値上げについては実態を踏まえて反映するというので、ご理解いただけたかと思えます。

その他、ございますか。非常に重要な案件だと思いますので、皆様方から何かあればここでしっかりご発言いただいて、疑問点を解消いただいたほうがよいと思えます。

ないようですので、ただいまいただいた意見は、24年間の位置づけは答申案を修正、その他は議事録にとどめていただくということで内容を決定します。なお、答申書の修正につきましては日程の都合もございますので、会長に一任とさせていただきます市長へ提出することとしたいと思えますが、ご了承いただけますでしょうか。

《異議なし》

鎌田会長

ありがとうございます。では、修正した答申書を市長へ提出させていただき、委員の皆様にも写しを配布することということで進めたいと思えます。

それでは続きまして、議題(3)その他について何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の議題は終了しました。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございます。では、進行を事務局へお返しします。

事務局(下水道課長)

鎌田会長、ありがとうございました。また、各委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。それでは、これもちまして、令和3年度第2回三浦市下水道事業審議会を閉会とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

【15時00分頃閉会】